

## 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の条例で定める期間は、3年とする。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に、「31,200円」を「31,800円」に改め、同項第2号中「40,800円」を「45,200円」に改め、同項第3号中「45,600円」を「46,500円」に改め、同項第4号中「55,200円」を「56,400円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「72,000円」を「73,200円」に改め、同号ア中「いう。以下」の次に「この項において」を、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第7号中「79,200円」を「80,400円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第8号中「93,600円」を「96,000円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第9号中「104,400円」を「106,800円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第10号中「112,800円」を「117,600円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第11号中「122,400円」を「128,400円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは13号イ」を加え、同項第12号中「132,000円」を「139,200円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第13号中「141,600円」を「160,800円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 150,000円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第4項中「43, 200円」を「44, 400円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第12号まで」を「第13号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料率から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。